

- 京都府議会 2007 年 12 月定例会で日本共産党の松尾孝府議、梅木紀秀府議、原田完府議が行なった一般質問の概要をご紹介します。

12月定例会一般質問

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区） 2007年12月10日

地球温暖化防止について

COP13・バリ会議成功へ、政府に対して要請を

【松尾】 日本共産党の松尾孝です。通告に基づき知事ならびに関係理事者に質問いたします。

先ず、地球温暖化防止についてです。

いま、COP13・バリ会議が開催中です。京都議定書締約国 COP/MOP3 も並行して開かれております。温暖化防止はいまや待ったなしの課題、全世界の注目を集めています。

会議の成否は13年以降のロードマップが決められるかどうかです。8日には共同議長の草案が示されましたが、20年までに温室効果ガスの排出を25～40%削減する必要性が明示され、国別削減目標の設定と一層の削減努力強化を求めるものとなっています。日本はCOP3議長国として、この草案を積極的に受け止め、会議成功に大きい役割を果たさねばなりません。しかし、残念ながら、いま、その立場に立っていません。自らの数値目標を持たず、義務付けも棚上げです。先進国の大幅な削減を強調、自ら厳しい削減目標を明言しているEUとは際立った対照です。

いま日本政府に求められていることは、このような間違った態度を改め、破滅的事態を避けるために、先進各国をはじめ参加国と力を合わせ、会議成功に全力をあげることでないでしょうか。

そこで伺います。COP3開催地の知事として山田知事にも特別の努力が求められていると考えます。

政府に対して、削減目標や義務付け問題で明確な態度を表明し、会議成功に貢献するよう強く要請すべきです。同時に、知事として各国政府にも強く要請すべきと考えますがいかがですか。

COP13は人類にとってかけがえのない、この地球を守るかどうかの瀬戸際の会議です。会議が大詰めを迎えている今、地球の“いのち”に関わる温暖化防止対策について、京都議定書採択の地、京都府の知事として勇気と良識ある答弁を期待します。

本府の温室効果ガス削減目標達成へ、大規模事業所への指導強化を

【松尾】 つぎに本府の取り組みについてです。

本府の温室効果ガス削減目標は2010年度の排出量を90年度比10%削減することです。現状は増加傾向にあり、このままでは達成は難しいとのことでした。

府はその要因として民生部門の遅れを指摘し、この部門の取り組み強化を強調しています。発表されている数字では、04年は前年度比8.7%122万トン増え1519万トンになった、民生部門で約1.2倍に増えているというのですが、家庭、事務所などで電力使用量が急に増えたわけではありません。増えたのは美浜原発事故により、火力発電への依存度が高まったことによるものです。私どもはかねてから電力をC02に換算する係数に原発の割合が高い関電係数を用いることの問題点を指摘してきましたがその通りのことが起こっているわけです。係数が大きくなればC02排出量の電力依存度の高い家庭系、事業系で増える

のは当然で、民生部門だけが特別に問題ということではありません。

CO₂排出量の3分の2以上を占める産業、運輸部門などでの引き続き取り組み強化が重要なことは当然です。大規模事業所には排出量削減計画書の作成と報告義務が課せられていますが、内容はあくまで自主計画です。10%削減目標は達成出来るからよしとするのではなく、条例に基づく削減計画書の内容について指導を強め、いっそうの努力を求める必要があります。いかがですか。また、事務所など業務系についても積極的なとりくみ強化が必要です。屋上緑化、壁面緑化など可能な対策についても取り組み強化を求めるべきと考えます。お答えください。

自然エネルギーの利用促進へ府独自の補助制度を創設せよ

【松尾】 CO₂排出削減のためには、省エネと併せ再生可能な自然エネルギーの利用促進にもっとしっかり取り組む必要があるのではないかと考えます。風のプロジェクトは導入以来3年で36基、太陽光発電も全部で約6200件です。国の補助がなくなって積極的に推進できなくなっているのですが、府独自の補助を行うべきと考えますいかがですか。また、この対策ではRPS法の問題があります。関電の買い上げ価格が低いこと、買い上げ量が絶対的に少ないこと等です。政府に、温暖化対策の重要な問題として法改正を強く求めるとともに、知事として直接、関電に要請し、太陽光発電の積極的推進をはかるべきと考えます。お答え下さい。

地球温暖化防止に逆行

舞鶴石炭火力発電所2号機の稼働は中止せよ

【松尾】 最後に舞鶴石炭火力発電所2号機の問題についてお聞きします。

いま、わが国の京都議定書削減目標6%の達成めどはたっていません。それは、排出量の8割をしめる産業界の削減が経団連の「自主」行動計画任せになっているからです。気候ネットの調査では、わずか180の大口事業所が国全体の排出量の実に51%を占めています。電力、鉄鋼、セメントなどが中心ですが、28%を占める電力、特に石炭火力発電所が問題です。ここにパネルをもってまいりましたが、基準年90年と比較し、この15年間に石炭火力が全体として3倍になっております。4.8%から15%。電力会社が燃料費を少しでも安くし発電コストを下げるために石炭火電を増やしてきた結果です。CO₂を削減し温暖化を防止するためには、この状況を改めることが必要です。

この観点から舞鶴石炭火力発電所について知事にうかがいます。2号機はいま急ピッチで建設中、平成22年稼働予定ですが。私どもは繰り返し中止を求めてきましたが、京都府は燃料効率を高め、CO₂排出を極力抑える、との答弁を繰り返してきました。排出量は一体どれだけ抑えられるのか、お示してください。温暖化防止に全く逆行する2号機の稼働はストップさせ、凍結すべきと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

【知事】 地球温暖化対策について、京都議定書がつくられCOP3から10年。現在インドネシアでCOP13が開催されており、京都議定書の枠組みづくりを目指した協議がされているところですが、日本政府としましても世界全体で2050年までに温室効果ガス50%削減を目標とすべき提案を行ない新に作業部会の設置を訴えたときいています。京都府としても、私どもも一貫して、各国政府を含めて、地球温暖化防止のための京都議定書の枠組みづくりについては要請をしてきたところです。平成15年には批准をしていませんでしたオーストラリアの上院議長一向に対して要請するとともに、平成16年にもロシアの政府首脳に私が直接要請をしてまいりました。また、アメリカ大使等についても関西の方から要請しましたし、さらに米国の各州知事宛に対しても書簡を送るなど、世界に対しても精力的に地球温暖化防止の働きかけを行なってまいりました。

COP13におきましては、今、行程表など具体的な話が行なわれているところですので、その行方を見守りながら京都としてできることをしっかりと考えていきたいと思っています。今後もこうした京都議定書の動きを把握しながら、中期目標策定など、具体的な提案を国に対して働きかけていきますとともに、特に来年のE8、ここが大きなポイントになってまいりますので、京都でも外相会議が行なわれますが、各国の首脳に対しまして京都議定書の意義とCO₂の削減に世界中で取り組むことの大切さをアピールしていきたい

と考えています。

また、大規模事業所の排出削減対策については、条例に基づき264社の対象となる事業所全てから、計画と実績が提出されまして、府のホームページで公表しています。府政全体として平成17年度に比べ2.3%削減が図られるなど成果がでてきているので、引き続きその状況をふまえ、省エネアドバイザーの派遣制度の活用等、取組みの強化を図っていきたくと考えています。さらに、本年4月からは条例に基づき、一定規模以上の敷地に新改築をする建築物に緑化を義務づける制度を開始したところであり、これまでに地上部及び屋上部で約31000㎡の緑化がなされたところです。また、この制度の着実な実施にむけ、屋上緑化の普及を担う屋上緑化マイスターの育成もすすめてきたが、府民の関心も高く455名ものマイスターが誕生した。これらの方々の協力も得て今後とも既存の事業所や一般家屋も含め、屋上や壁面の緑化を積極的に推進していきたくと考えています。

【企画環境部長】 地球温暖化対策について、オフィス等の業務部門とならんで家庭部門におけるCO2の排出量が増加しているところから、先日大野議員のご質問に知事からお答えしたとおり、太陽光等の自然エネルギーの導入等、府民のみなさんの省エネの取組みを支援するシステムを検討しており、電気事業者による買い取り等も含めて、現在、国に対し提案・要望を行なっているところです。舞鶴の火力発電所の発電にともなう二酸化炭素排出量については、関西電力によると2号機は1号機と同様の430万トンとされていますが、このうち府の条例にカウントされる自家消費分は、約25万トンと見込んでいます。なお、現在、1号機においては、木質ペレットを石炭に混合して燃焼をさせる国内最大級の施設整備がすすめられており、これにより9.2万トンのCO2削減効果があるとされています。2号機においても同様の整備を行なうものと聞いています。石炭火力発電については、国の石油代替エネルギー政策の一貫として原子力発電所の運転停止等による安定的電力供給ができなくなることがないように、地域エネルギーの構成バランス、デストミックスも考慮して導入されたのであると理解しています。関西電力に対しては、これまでから発電効率の向上委等CO2の排出削減の努力を求めてきており、今後とも引き続きCO2の排出削減の取組みの強化を要請していきたく。

【松尾】 ご答弁を頂きましたが、COP13の重要性については、知事も述べられたとおり、これを否定する者は誰もいないと思います。それだけ今、温暖化防止は人の命に関わる課題、世界あげて取組まなければならないという時点で我々は立たされている。知事は先程、日本も2050年50%目標を提起しているとおっしゃられたが、これは全く内容が違ふと申し上げざるを得ないわけです。いわゆる自主目標に近いものであり、義務づけ等については全くその裏付けがないとのこと。アメリカが同様の目標を掲げているわけですが、従来から日本とアメリカ、或はカナダがブレーキをかけている。オーストラリアも加わっていたわけですが、政権の交代の中で明確に態度を新政権は変えていくもようです。大変歓迎されている。今必要なことは、数値目標を明確に示し義務化を伴う取組みをやっていく。これが絶対欠かせない。こういう世界の大多数の国の一致した認識になっているわけです。日本の態度に対してNGO等から「日本は京都を捨てたのか」という厳しい批判が出ているのは日本政府の曖昧な態度に対して向けられているわけです。知事が京都として出来ることは積極的にやるとおっしゃられたわけで、ぜひとも政府に対してこういう曖昧な態度を改めて積極的に会議成功に貢献するよう強く求めて頂きたいということを繰り返して求めておきたいと思えます。

舞鶴石炭火力発電ですが、国策として設けられたものだという主旨のご答弁でしたが、これは、正に電力調整審議会への関電の駆け込み申請でかろうじて今日に至っているものです。1・2号機合わせて部長から860万トンの排出量だと、そのうち京都には1機で25万トン、合わせて50万トンという事だと思えますが、ご答弁がありました。しかしそれは、京都がこの間COP3の目標を達成するために府民あげて頑張るって、そしてようやくその目処を立てようとしている、こういう努力を一挙に吹き飛ばすと言っていいものですから、何としてもこれはストップして頂く必要があります。今、2号機がなくなって、関電の電力供給を受けているところで、電力不足が起こって困っている事情は全くありません。もし緊急に必要なところがあれば、新宮津火力発電所もその機能はちゃんと保持しているわけです。そういう点からも2号機は必要ないということを私は明確に申し上げたい。また、府がそういう態度に関電にきちっと示すべきだ。それが知事としての温暖化防止のきちっとした姿勢を示すことになるのではないかと思います。改めて指摘しておきます。

太陽光発電の重視について、太陽光発電、再生可能なクリーンエネルギーが温暖化防止に大変大きな役割

を果すということは当然であり、これを積極的にすすめる。府民がそれぞれ努力するという、けちけち運動等という揶揄もありましたが、私は決してそのように認識しているわけでもなく、否定するものではない、当然必要なことです。しかし、同時に積極的にクリーンエネルギーに転換していくという努力が必要だ。そのために京都府はもっとしっかり取組みをすすめていく、少なくとも府内の太陽光発電の実態がどうなっているのか、これくらいは正確につかむ必要があるのではないかと思います。この事を強く求め次の質問にうつります。

農業問題

米価下落対策、農家の所得補償となる制度を創設せよ

【松尾】 次に、農業問題です。

代表質問でも述べましたとおり、今年の米価の暴落は本当に大変です。私どもも府内各地を回り、懇談などやってきましたが、多くの農家から悲鳴が上がっています。どこでも一様に「農地の荒廃が一举に進むのではないかと」の不安の声が出ています。水田農業の基盤が崩れつつあることを実感します。

米価下落の原因はどこにあるのか。政府は生産調整がしっかり行われたい過剰作付けによって供給過剰がおこっているのだと言いますが、これは政府の責任を農家に転嫁する無責任な言い分ではないかと言わざるをえません。

この間、20年来、米価は下がり続けてきました。20年前は60キロ2万円を超えていた米価は、ついに昨年12000円米価、そして今年は10000円米価が大変心配されているわけです。

政府はこれに拍車をかけて備蓄米の放出や、くず米の食用混入販売、さらに全農は仮渡金基本額を7000円に設定し、このような中で、一举に1万円米価に進んでいった。

まさに、「農政改革」、「米改革」のなかで政策的に作られてきた米価下落ではないか。責任は上げて政府にあり、農家の怒りは当然であります。

今年から品目横断的経営安定対策が導入されましたが、この対策にも米価の下支えなどその他役に立つものはありません。麦なども昨年を上回る増収を得ているのに昨年より実入りが少ない。大変な怒りが出ているわけです。

米は品目横断対策の対象ではない、ナラシ対策というものがあるわけですが、価格が下がった分の9割まで補填をする建前になっていますが、とても9割はいかない。6割止まりじゃないか。しかも、加入者がほんのわずかですから、全体にとっては全く何の対策にもなっていないということです。抜本的な見直し、中止を求める声が巻き起こっているのは当然であります。

参議院選挙の厳しい審判をうけ、政府・与党が一定の手直しを進めておりますが、くず米の食料混入や、あるいは備蓄米は100万トンに戻し、市場流通から44万トンを隔離するという対策です。また、品目横断的対策も新加入要件の緩和や米の扱いなどについても一定の検討が始まっていますが基本は変わりませんから、これが今後の対策強化につながるということは期待できない。

今求められている問題は、間違った「改革路線」を改めて、日本の農業をどうするのか、地域の農業、農村、農家をどう守るのか、そのために農政の抜本的な転換を図ることです。

そこで伺います。知事も品目横断的対策については、これは京都にはもうなじまない、役に立たないとおっしゃってこられたわけで、強く廃止を求めて頂きたい。

また、米価についても、代表質問でも申し上げたが、「売れる米作り」、「地産池消の推進」という答弁を頂いておりますが、これでは米価の対策としては誠に不十分だ。今必要なことは、直接農家の所得を増やすような対策です。つまり、生産者に対して例えば特産米奨励や流通経費の一定の助成を行う、また一般消費者に対しても、特に学校、病院、施設などの京都産米利用にたいし一定の奨励助成を行う、これが事実上米価の上積みとなって農家の所得補償となる、こういうシステム、制度を是非作っていただきたいということです。

農地の荒廃対策

府が実施していた「中山間地域規模拡大支援事業」を復活せよ

【松尾】 農地の荒廃については、先程求めたとおりであり、そのために「中山間地域規模拡大支援事業」をかつて府がやっていたが、ぜひとも復活させて頂く必要があるのではないかと思います。お答え頂きたい。

生産調整については、政府は今考えておりますことは、ペナルティをかけて、行政関与も強めて一層しっかりやらせようということですが、これでは本当の対策にならない。

飼料用稲については、一定検討が進んでいるが、これについて本府独自にも積極的に取り組む必要があると思います。

特産振興、黒大豆、小豆、伝統野菜などそれぞれの地域にあった特産物の振興を図ることは、当然、地域農業を守る力になるので、ぜひこれも進めて頂きたい。そのために地域農場作りをすすめてきたわけですが、これがしっかり今働いていないわけです。機械の更新、作業の効率化など問題点を改善し、価格補償対策の拡充もあわせて抜本的強化を図るべきと考えますがいかがですか、お答え下さい。

【農林水産部長】 農業問題について、品目横断的経営安定対策については、これまでから国に対し、地域の実態をふまえた農業施策を講じるよう要請をしてきました。去る11月にも農作業受託組織も対象とすることや、対象品目の拡大等、制度の見直しを要望したところです。また、特別栽培米等、品質の高い京都米の生産や少しでも有利な価格での販売をすすめるとともに、学校給食での地元産米の利用助成や、京都産の米と野菜を利用する病院、福祉施設の認定とそのPRを通じて京都米の利用促進をはかっており、こうした取組みを一層進めることにより、農家所得の向上につなげてまいりたいと考えています。

荒廃農地については、市町村、農業委員会、普及センター等の職員が常日頃から現地に赴き実態を把握しているところです。また、「中山間地域規模拡大支援事業」については、国に制度化を強く働きかけた結果、現在の「中山間地域等直接支払い制度」として創設されたものです。現在の制度は農地の荒廃防止に効果があると市町村や集落から評価を得ておりますし、また、新たな受託組織の設立や景観形成作物の作付けなど、地域の創意工夫を生かした取組みも生まれてきています。

新に就農しようとする方への就農研修資金については、2年間の研修期間でほとんど全ての方が就農し、担い手として活躍しておられます。

米の生産調整対策については、現在国において実効有る仕組みとなるよう検討中であると聞いており、府としては逐次情報収集をしているところです。

水田農業については、農家の経営安定を最優先に京野菜や小豆、黒大豆など特産物の振興を図るとともに、耕畜連携で取組まれる飼料稲生産も含め機械の導入や価格安定対策など、府独自の施策を活用し、積極的に支援しているところです。今後とも米を始め収益性の高い特産物の産地づくり等を通じて、総合的に農家所得を確保し、地域農業の発展につなげていきたいと考えています。

【松尾】 米については、何と言っても米価が一番の問題なんです。京都新聞に、口丹地域の農地の荒廃問題が出ておりますが、その中でいわれているのは、やっぱり米価がこういう状況になって生産意欲がなえている、それが農地の荒廃を広げるということですから、生産者にとっても、消費者にとっても、おいしい京都の米を利用して両方がプラスになるような思い切った対策を講ずる必要があるのではないかと。そういう意味で、おいしい米づくりの奨励金、あるいは、消費拡大、積極的利用について一定の助成措置、これを全体ひっくるめてJA、市町村と一緒に協力してそういうシステムを作って頂きたいということを提起しているわけです。ぜひこれは実現をして頂きたい。

荒廃防止にとって必要なことは、担い手がしっかりしていない、どんどん手放すから荒廃が広がって2005年の国勢調査でも耕作放棄地は1600ヘクタールを超えて、前回の調査と比べると26%増えているわけですから、何としても抜本的な対策、かつての支援制度を復活させて頂きたい。強く求めておきます。

【梅木】 日本共産党の梅木紀秀です。通告に基づいて、知事ならびに関係理事者に質問します。

住宅の耐震改修促進について

市町村の助成制度は2市だけ、制度化を働きかけよ

【梅木】 まず、住宅の耐震改修助成制度について、質問します。

1995年の阪神・淡路大震災では、私もボランティアとして救援活動に参加しましたが、亡くなられた方の9割が住宅や建物の倒壊等によるものでした。わが党は、ただちに住宅再建支援制度の創設とともに耐震改修助成制度の創設を提案しましたが、「私的財産への公費投入はできない」という理由で政府はこれを拒否してきました。しかし、被災者のみなさんをはじめとした長年の運動の結果、ようやく今国会で、住宅本体の再建支援制度ができました。本府が、台風23号の被災者に対して独自に住宅再建支援をおこないましたが、これも大きな役割を果たしました。

しかし、住宅の耐震改修助成制度については、わが党議員団が、先進県の視察や調査を踏まえて、繰り返し耐震改修助成制度の創設を求めてきたにもかかわらず、ようやく本年度、制度が創設されたという段階です。また、本年度2500万円の予算を組んでいますが、進捗状況を聞くと、今年度の補助見込みはわずかに11件で、「まったく制度がいかされていない」というのが実態です。

そこで、うかがいますが、市町村に助成制度ができなければ、府の助成は「絵に描いたもち」になります。ところが、市町村に助成制度があるのは2つの市だけです。これで、耐震改修がすすみますか。昨年9月議会で、わが党の久守議員が、静岡県や兵庫県では100%の市町村が耐震改修助成制度を設けていることを紹介して、「制度を実効あるものにするためには、市町村に耐震改修助成制度が必要である」ということを、強く指摘したところであります。ところが、今年度、制度を開始するにあたって、2市しか制度が整っていないというのは、あまりにも府の姿勢がおざなりではありませんか。府の基本姿勢が問われています。市町村への働きかけを強化すべきです。知事の決意をお示してください。

耐震診断をすすめるために、自己負担無料化、広報啓発活動の強化を

【梅木】 次に、耐震改修工事を行うためには、その前提として「住宅の耐震診断」がすすまなければなりません。その考えから、静岡県では、住宅の耐震診断を無料にして、昨年度までに4万3千戸の耐震診断をおこない、約5千戸の耐震補強工事が実施されています。京都府では、平成16年度から18年度までの3年間の耐震診断の実績は、わずか549件で、今年度の見込みは320件です。4年間で870件です。静岡県の4万3千件には遠く及びません。まず、耐震診断の実績を増やすことが重要です。このために、現在1戸当2000円の自己負担金を無料にすること、また、広報啓発活動を強化する必要があると思いますが、いかがですか。

「耐震改修計画」達成へ予算をふやせ

【梅木】 次に、本年3月に改定した「京都府建築物耐震改修促進計画」では、現在74%の耐震化率を10年後には90%に引き上げるという目標を立てています。総戸数103万戸ですから、16万戸の耐震改修が必要です。そのうち13万4千戸は建て替えなど、府民の自力で耐震化がすすむ。あと2万6千戸は助成制度で、耐震改修をすすめるとの説明でした。10年間に13万戸以上も建て替えが進むだろうかと疑問ですが、それは横に置いて、10年間に2万6千戸、年平均2600戸の耐震改修助成をすすめるという目標です。ところが、今年度の改修助成の見込みは11件、耐震診断は320件です。また、今年度の耐震改修助成の予算2500万円では、100戸程度しか改修はすすみません。そういう予算規模なのです。

中央防災会議による被害想定では、花折断層から桃山断層帯が動いた場合には、死者は最大で1万1千人、西山断層帯が動いた場合には死者1万3千人ということです。この死者数を1人でも減らすために、一日も

早く、耐震改修をすすめなければならぬのです。ところが、今の府の実態では「耐震改修促進計画」が、まったく「絵に描いたもち」ではありませんか。どうやって、目標を達成するのか、知事の認識をお聞かせください。

耐震改修助成制度の補助対象拡大、補助額の増額を

【梅木】 次に、制度の内容についてですが、京都府の補助対象は、「住宅密集市街地の」「床面積240㎡以下の木造住宅で」「耐震診断が1.0以上になる改修工事」ということになっていますが、中越沖地震などでもあきらかなように、山間部でも住宅の倒壊は起こるわけで、「住宅密集市街地」や「240㎡以下」という条件をなくし、すべての建物を対象にするべきです。

また、費用の負担も問題で、静岡県など、関係者の話を聞きますと「自己負担が100万円以下」になれば、耐震改修工事がすすむが、100万円以上になると「決断しにくい」ということでした。高齢者や所得の低い人たちはなおさらです。京都市では、耐震改修費用の約16%、上限が60万円という助成制度を実施していますが、3年間で、実績はわずか8件です。横浜市では、一般世帯で150万円、非課税世帯で225万円の耐震改修助成制度を実施し、成果をあげています。これらの実績を踏まえるならば、補助額を増額すべきです。

また、和歌山県や神戸市では、壁だけの補強でも命が救える可能性が高まるということで、0.7以上の補強も対象にしています。東京の墨田区では、「現状より改善する」ことを条件にして、簡易改修工事にも助成をしています。これならば、費用も低額で補強できます。建物全体を1.0以上に補強するという条件を緩和し、寝室や居間だけの部分改修も対象にすることも検討すべきです。以上、制度の抜本的な改善について、具体的に質問しました。昨日の答弁で、「補助の範囲や補助金の算定方法を見直す」と答弁されましたが、どこをどう見直すのか、具体的に示してください。

【土木建築部長】 本年3月に建築物の耐震改修促進計画を策定し、自主的な建て替えとあわせ、本年度から木造住宅の耐震改修に対する助成制度を創設した。本制度を多くの府民に利用させるよう、市町村に助成制度の創設を呼びかけ、広報・啓発を積極的に行い、普及につとめる。昨日奥田議員の質問に答えたとおり、今後より多くの府民に利用していただくため、府民や市町村からの要望も踏まえ、補助の範囲や補助金の算定方法の見直しなど、より使い勝手のよく効果的な制度となるよう、検討していきたい。今後、市町村とも十分連携し、本制度の活用により、計画目標の達成につとめたい。

なお、耐震診断は2000円を負担していただいているが、診断士の交通費程度の費用としてお願いしており、現行制度を維持していきたい。

【梅木】 耐震改修の助成については、昨日答弁され、「前に進む」ということはわかった。11件しかなく、今日の新聞にも出ているが、遅れている。このペースで10年後に90%になるのか。本当に改修をすすめていくために、地震が起こったときに命を奪われる人がないようにするために、どうやっていくのか。「安全・安心」と言われている知事がもっと積極的に取り組んでいかなければ、90%にならない。いまの進捗状況についてどう思っておられるのか、知事の答弁をお願いしたい。

補助の中身は、「すすめる」と言うことだが、私は具体的に、住宅密集地域を除くこと、床面積の問題、1.0以下でも補助するようにと質問通告でもしているのだから、どう検討しているのかを部長から答えてもらいたい。

【土木建築部長】 補助の範囲あるいは補助金算定方法などさまざまな要因があるのではないかと考えており、府民や市町村の要望をよく聞き、トータルとして、使い勝手のいい制度にさらに工夫していきたい。市町村の要望などを聞き、工夫していくなかで、計画を達成すべく一生懸命努力していきたい。

【梅木】 耐震改修はこれですすむのか、この点をもう一回知事にお答えいただきたい。引き続き、過疎委員会等でとりあげたい。

【土木建築部長】 先ほどもお答えしたとおり、市町村とも連携しながら、計画の達成に向けて努力していきたい。(知事は答弁せず)

過疎地域への支援について

小規模・高齢化集落の生活実態調査を

【梅木】 次に、中山間地域など高齢化がすすむ過疎地域への支援について質問します。2月議会でも、また先の決算知事総括でも質問しましたが、その後、鳥取県、島根県、山口県に調査に行ってきました。

鳥取県では、「行き止り集落」と呼んでいましたが、農業サイドの視点からその実態を把握するために、平成2年度から「集落実態調査」を行っており、昨年度から、分権自治振興課が担当し、市町村との共同で、「集落生活実態調査」を実施しています。調査結果を踏まえて、部局横断的なワーキングチームで、具体的な施策の検討に入っています。

島根県では、9年前に「中山間地域研究センター」を発足させ、5年前に60億円かけて研究センター本館を建設し、中山間地域の問題を総合的に研究しています。GIS（衛星を使った地理情報システム）ですが、これを活用して、農地ごとに所有者の年代を把握し、色分けして将来の担い手確保対策の基礎資料にしています。また、有害鳥獣の出没状況や対策の有効性などの情報も共有するなど、意欲的な研究に取り組んでいました。このセンターに島根県は、人件費以外に、年間5千万円をこえる運営費を負担しています。

山口県では、3年前に「中山間地域議員連盟」が設立され、「中山間地域振興についての提言」を知事に提出しています。その提言では、①中山間地域振興ビジョンの策定、②予算の確保、③部局横断的な推進体制を整備すること、この3点を提案していますが、この提案を受け、知事は、平成17年度、知事を本部長に、「中山間地域対策推進本部」を設置し、同時に公募委員を含む「中山間地域づくり懇話会」を設置し、昨年3月に「中山間地域づくりビジョン」を策定しています。また、昨年7月には議員提案で「中山間地域振興条例」が制定され、年に一度、議会に施策の進行状況の報告を義務づけています。早速、「18年度版山口県中山間地域白書」が作成されていました。

先の知事総括で、私の質問に知事は「地域力再生については、私が本部長になり、部局横断的に取り組んでいる」と答えられましたが、私は「地域力再生」一般ではなく、集落が消滅するかもしれないという過疎化と高齢化が急速にすすむ地域の問題について質問しているのです。また「限界集落の問題は、地元の人たちが盛り上がらなければ、解決しない」とも答えられましたが、リーダーがいないため、「盛り上がりようのない集落」もあるのです。

これらの県では、実態調査の結果「すでにリーダーが存在しない集落がある」という事実認識の上に、「リーダーが存在しない集落は消滅する率が高くなる」という危機感から、中山間地域対策に取り組んでいるのです。そして、旧村や小学校区を単位に拠点施設を整備し、交通や介護、福祉など担い手対策を含めて、リーダーの育成・確保に取り組んでいました。

私の地元、左京区北部でも「がんばれと言われても正直、この年齢ではシンドイ」という高齢の役員さんの声を聞きます。綾部でも「あと10年早ければがんばれるのだが」というお年寄りの声を聞きましたが、集落ごとのリーダーの確保が難しくなっています。雪かきをしようにも人が居ない、だから雪かきボランティアを行政が組織する、病院にいこうとしてもバスがない、だから行政がボランティアを組織するということが求められているのです。「地域力再生プロジェクト」が「がんばる集落を支援する」ということにとどまるならば、こぼれ落ちる集落があるのです。これらの実態を含めて、私は、農業サイドにとどまらない「生活実態調査」が必要だと提案しているのです。あらためて、小規模・高齢化集落の生活実態調査をすべきです。いかがですか。

振興ビジョン策定、予算確保、体制整備を

【梅木】 山口県では、50名規模で「市町と県職員の中山間地域研究会」を作り、昨年度は、「新しいコミュニティ組織づくり」について、現地調査や事例研究をおこなっています。「実態調査」そして「振興ビジョン」「中山間地域白書」「拠点施設の整備」「リーダーの確保」「職員の研究会」どれをとっても大いに参考になります。

本府でも、中山間地域振興ビジョンを策定し、予算を確保し、部局横断的な体制を整えて、中山間地域支援をおこなうべきではありませんか。お答えください。

市町村での取り組みを把握し、支援強化を

【梅木】 綾部市の「水源の里」の取り組みや美山町の「かやぶきの里」の取り組み、また統合された農協施設を利用した旧村単位の「地域振興会」の取り組みなどは全国に知られています。綾部市で開かれた「全国水源の里シンポジウム」は、全国連絡協議会へと発展しています。このほかにも、府内各地で積極的な取り組みがありますし、今年度創設された「地域力再生事業」でも、これを活用して意欲的に「元気村づくり」に取り組んでいる地域のみなさんの話もお聞きしています。府として、これらの取り組みをしっかりと把握するとともに、全国の取り組みにも学んで、中山間地域への支援をぜひ強化すべきです。知事の考えをお聞かせください。

【知事】 過疎地域は、人々の長年にわたる営みにより築かれたコミュニティや、水や空気、食と環境などさまざまな面で、府民生活にとって大変大切な地域である。しかし、過疎化、高齢化の進行に伴ない、農業の担い手不足や地域を支える後継者不足から、農地が荒廃し、環境が損なわれ、集落そのものが失われることが危惧されるなかで、農村の元気を取り戻し、地域住民が生きがいをもって暮らせる地域の再生が重要である。

京都府ではすでに、新京都府農林水産振興構想、ふるさとビジョンや過疎地域自立促進計画に基づき、農林業の振興や道路、生活環境の整備等の施策を展開してきた。さらに、最近の深刻で厳しい過疎・農村地域の課題に対応するため、今年度は「農のあるライフスタイル実現プロジェクト」を改正し、過疎化・高齢化農村集落の再生をめざし、取り組みを推進することとしている。しかし、地域が活力を本当に取り戻すためには、集落体制だけではなく、地域における人々の活動を支えていく施策が必要である。

ただこの問題は、集落対策だけではなく、部分的ではなく、もっと全体的な地域連携のもとで、府民活動を支えていかなければ、私は根本的な解決には至らないのではないかと考えている。このため、「地域力再生プロジェクト」を立ち上げ、地域力再生プロジェクト支援事業交付金を創設したところである。現在まで、過疎地域からも地域資源を再発見し、活用めざし整備する取り組み、都市と農村との交流をはかる取り組み、Uターン・Iターンをはかる取り組みなど、地域の活性化をはかる具体的な取り組みが多く見られる。こういった取り組みを、点から線、そして面へと展開していくために、地域力再生プロジェクトにおいて、私が本部長になり、この推進本部のなかで、こうした対策を含む地域がかかえるさまざまな問題に全庁的に取り組んでいくこととしている。今後とも、こうした取り組みが有機的につながり、集落が連携するなかで、地域全体が元気になるよう、市町村とともに、農村の活性化に全力をつくしてまいりたい。

【農林水産部長】 過疎地域の実態調査は、本年6月から7月にかけて、府内の過疎化・高齢化のすすむ141の農村集落について、府の職員が市町村とともに現地に入り、農山村のかかえる問題やその背景となる交通、医療、教育などの生活居住環境等の実態についても、あわせて調査を行った。その結果、地域の担い手やリーダーの不足、そして地域資源の活用組織などの課題が浮き彫りになった。すでに市町村と連携して、地域力再生プロジェクト支援事業により、地域住民が主体的に取り組む暮らしやすい魅力的な地域づくりの活動等を支援するとともに、今後、集落が大学や企業、NPO等の地域外からの協力者と一体となって取り組む集落の再生活動への支援を検討していきたい。

【梅木】 「今年度から地域再生プロジェクトということで、地域活動にも補助をするという制度ができたことは一定評価している。がんばっているところもある。けれども、そこで抜けおちているところがある。手をあげたところに応援するのでは、追いつかないところがある。そこをどうするのかということだ。プラスアルファで過疎地域をどう支援していくのか明確に答弁をいただきたい。

具体的な問題だが、これから雪が降る。いま家のまわりに雪囲いをしようとしている時期、雪かきをしようにもできない。雪かきボランティアを組織したらどうですかと言ったら、その窓口が府になかった。市町を超えて府がイニシアチブをとらなければいけないと思う。病院への送迎ボランティアも、町に頼まれてNPOをつくった。ところが府から法人税2万円の請求がきた。これをどうにか免除してもらえないかと振興局に相談に行っている。ところが、決算委員会するとき「そういう相談がきていますか」と聞いたら、「聞いておりません」ということでした。こういう問題は府としてしっかりと支援していかなければならない。これも含めて、集落にしっかりと支援していく課題があると思う。もう一度、お答え下さい。

【知事】 地域におけるさまざまな活動をしっかりと踏まえてやっていかなければならない。今年、地域力

再生事業において、多くの地域でがんばっている方々の活動実態を踏まえている。これをもとに、ネットワークをつくって、活動をさらに地域へと市町村とともに広げていく。これが地域力再生の一番のねらいでありますので、セカンドステージとして、さらにネットワークによって、点から線へ、面へと広げていきたい。地域における問題は、地域に一番密着した事業を総合的に展開している基礎的地方公共団体である市町村が中心となるのが一番の基本ではないかと思っており、そうした観点から、さまざまな問題に対処していきたい。

【梅木】 引き続き、委員会等でとりあげたい。

海岸漂着ゴミの処理に対する国、府の支援強化を

【梅木】 最後に、海岸への漂着ゴミについて質問します。

本年8月3日に、「丹後天橋立大江山国定公園」が誕生しました。大変喜ばしいことです。この指定を契機に、府北部地域が活性化するよう、国や京都府の支援策の強化を願うものです。建設常任委員会での視察の際にも、丹後半島はじめ、海岸地域の集落や自治体は、漂着ゴミの処分に困っていること、国定公園に指定されたにふさわしく、国や府による支援策を要望したところです。

京丹后市の場合、東西約50kmに及ぶ海岸線をかかえ、年間を通じて河川から出る枯れ草や流木が海岸線に漂着し、冬から春先にかけてはハングル文字で表示されたポリ容器などの廃棄物が大量に漂着します。なかには、注射針など危険性の高い廃棄物が流れ着いて、その対策のために、年間数千万円の費用負担になっています。台風23号など災害時には、国や府の援助があり、また、今年度から、災害等の廃棄物処理事業費については、一定補助制度が拡充されましたが、日常的な管理は地元観光協会や自治会、および地元自治体の負担になっています。琴引浜では、「鳴き砂を守る会」が、毎年コンサートやシンポジウムを開催し、漂着物の展示など住民参加で保護活動をすすめています。このほかにも各集落で海岸の環境保全に努めておられます。しかし、ここも高齢化によって、清掃作業や費用の負担も大変になってきています。

そもそも、国際的な漂着物が増え、量とともに質の面でも危険度が増しているのですから、海岸漂着物の処理を、一般的な廃棄物と同様に地元市町村に任せるといっていいのでしょうか。国や府が責任を果たすべきです。加えて、国民の財産として保存、保護していくべきものとして国が指定する国定公園なので、国や府の何らかの支援があつて当然です。府が率先して国定公園を守るために、市町村への支援を強化し、国に対しても制度の拡充を求めるべきだと考えますが、いかがですか。以上、答弁を求めます。

【企画環境部長】 京都府の海岸は総延長約315キロメートルで、漂着ゴミ問題は、海岸を管理する京都府や市や町において適正処理に努めているが、近年、外国来のものを含め深刻化している状況にあり。海岸は、海岸保全区域と区域外に区分され、海岸保全区域外の漂着ゴミの処理は、京都府などの海岸管理者が行うこととなっており、今年度からは、1000立方メートル以上の漂着ゴミの処理についても、従来からの流木等に加えて、国の補助制度とされたところである。また、海岸保全区域内の漂着ゴミの処理は市町が行っており、これまでは災害に類するゴミの処理をする場合のみが国の補助対象となっていたが、市町からの要望を受け、国に対し制度の拡充を強く要望したところ、今年度から、災害にかかわらず150立方メートル以上の漂着ゴミの処理も新たに補助対象とされたところである。

今後とも広範囲にわたって堆積した災害漂着ゴミや流木等について制度拡充を要請していきたい。

【梅木】 いま部長が答えられたことは全部知っているわけで、その150立米以下の、日常的な管理が大変になってきているということだ。中身も危険だ。だから「国定公園に指定されたのを機会に何か検討してほしい」という声が地元からも出てきているわけだから、ぜひ検討していただきたいと思う。要望しておく。

重油価格高騰による影響から中小企業の経営を守る支援対策について

【原田】 日本共産党原田完です。知事並びに理事者に通告している数点について質問致します

第1点目は原油価格高騰に関わって中小零細企業等への支援についてです。

原油価格の異常な高騰が大きな社会問題となっています。原油価格は、国際指標とされるニューヨーク商業取引所の先物価格で一バレル＝九九ドル台を突破し、史上最高値を更新しました。国内の石油製品価格も2004年初頭に比べて全国平均でガソリンが5割高、軽油が6割高、灯油・重油が2倍を超えるなど軒並み上昇しています。ハウス栽培農家、漁業者、トラック運送業者、ガソリンスタンド、銭湯、クリーニング店など、石油を燃料に使う事業者から、「これでは経営がたちゆかない」と、悲鳴が上がっています

市民生活にも重大な影響が出ています。ガソリン代は史上最高を更新し続け、需要が急増する灯油は18リットルで1800円。これに加えてマヨネーズやパン、即席麺等々、食料品の値上がりは庶民の生活を直撃し「このままでは冬が越せない」との声が多く出ています。さらに障害者施設や介護施設など福祉の現場でも、送迎の燃料代や諸経費の増加に悲鳴を上げています。

このように消費者・石油販売店・ユーザー業界・中小企業・農林漁業者等から、悲鳴や不安の声が上がっています。その様な中、大手石油元売り6社はこの3年半だけでおよそ2兆6千億円もの巨額の利益をあげています。石油元売り企業と一部の巨大企業だけが空前の大儲けを続けているもとので、政府が、迅速・有効な対策を講じていないことに、国民の怒りと不信が広がっています。今日、特に重視しなければならないのは、近年の原油価格高騰の大きな原因が国際的な投機である事です。食糧とエネルギーという人類の生存と経済社会の基盤を、巨大な国際的投機資金が左右する「市場原理」、「マネーゲーム」に任せるわけにはいきません。

そこで伺います。知事として政府に対して、日本政府が各国と連帯・協調して、国際的な投機を規制するルール確立、エネルギーの安定供給に向けあらゆる方策を検討することを、強く国に申し入れるべきではありませんか。いかがですか、お答えください。

また、府民の暮らしと経営を守る立場から、国の責任で石油関連の税金の減税措置を求めるとともに、緊急避難措置として政府が備蓄している180日分ほどの石油の一部を放出して、価格安定に寄与するよう政府に求めるべきと考えますが如何ですか。合わせてお答えください。

この価格高騰は和装伝統産業にも影響し、西陣での糸染め、広幅の染色、友禅関連の蒸し水洗業者や精錬業者などが燃料費や染料、染色補助薬品の値上がりに苦しんでいます。

私の知人の小幅白生地精錬業者の方は、今年の「愛染蔵」、「たけうち」の倒産以後、仕事が一気に減少しています。灯油の値段が、2年前には200リットル9000円ほどだったものが今年10月は3回も値上がりし、19000円近い値段になっています。

10月の売上げは50万円程度で燃料費は14万円、薬品等の原材料が8万円程度、これに他の経費を引くと、もう生活するのがやっとだと言われています。

また、スクリーン捺染の写真型業者の方は、今年の売上げが1100万円だったのが、今年に入って500万円台に落ち込み、このままでは、保証協会等の負債整理の返済も出来なくなり、破産せざるを得ない状況にまで追い込まれています。

この業者は今年に入り、加工賃の2割切り下げを要求され、「いやなら他で仕事をしてもらうところはある」といわれ、受け入れざるを得ませんでした。スクリーン捺染写真型の原材料は石油関係を原料としたものがほとんどであり、原油価格高騰の影響で原材料は上がる一方で営業利益は圧迫され続けています。

さらに、運輸業者も軽油単価の値上げに苦しんでいます。2002年11月に1リットル72円だったのが、今年11月には、125円に。平均使用量1日120リットルで計算すると、この間、1日当たり6360円も値上がりしています。

トラック協会の取り引き動向アンケートでは、トラックの燃料である「軽油値上げによる運賃転嫁」を「ほぼできた」と回答した人はわずか0・9%、まったくできていないとした人が73%を占めています。「収益悪化の主な要因」として「燃料費など運行コストの増加」が82・6%を占めていることなど、収益悪化に原油高騰が色濃く影響しています。

そこで知事にお伺いします。私ども日本共産党府会議員団は知事への緊急申し入れを12月3日にいたしました。今、必要なのは第一に府民生活や中小零細企業の経営を圧迫する原油高騰から府民の生活と経営を守る「緊急対策本部」を設置し、全庁的な総合対策を実施すべきではありませんか。

また、中小零細企業や共同作業所などの福祉現場、給食など学校現場、教育の分野での原油高騰の影響と、そこでの要求を緊急に調査すべきと考えますがいかがでしょうか。

更に各市町村と協力をして、府民が気軽に相談できる窓口設置を行うべきではありませんか。

そして、生活福祉資金の拡充と弾力的運用、公的融資の返済猶予、「営業つなぎ資金」「生活つなぎ資金」創設など緊急対策を行うべきではありませんか。お答えください

和装伝統産業への支援策の強化を

【原田】 次に下請取り引きの改善問題です。今、中小零細企業を取り巻く経営環境は、深刻な不況で大変厳しい状況にあり、さらに原油価格高騰の影響が追い打ちをかけています。原材料の高騰のもとで、工賃への価格転嫁もままならない状況にあるのが実態です。

京都府は9月に下請け企業の適正取引の要請を48社、更に12月には府市連名で70社に増やして要請が行なわれましたが、先ほど紹介したような中小企業の実態が改善された実績はあるのでしょうか。

広幅捺染の組合は今年の6月に加工賃値上げの願いを出し、友禅の染色整理や西陣の糸染めの組合等々が原材料値上がりに対しての価格改定の要請を出しています。例えば西陣の糸染めの組合では、「原糸が値上がりしており経営的に厳しいから、値上げは我慢してくれ」と言われ、弱い立場の下請け業者にしわ寄せがされていると話されています。これは、他の同業組合も同じような事態です。京都府の価格転嫁の要請は効果を発揮していないのか実態なのです。京都府としてどれだけの企業や業界団体が加工賃改定の要請を出しているのかまた、その成果と実績を把握しているのか、お答えください。

同時に企業の実態・個別企業の実情や要求を、京都府が直接聞き取りを早急に行うべきではありませんか。

京都の企業の場合、親企業といえども多くが中小企業です。和装伝統産業等は製造メーカーも中小企業の場合が多くあり、製造関係では親企業も納品或いは販売において、適正価格での納品や販売となっていないケースもあります。だからこそ、適正価格での流通が出来る様、行政の指導と支援の体制が必要なのではないでしょうか。

中小企業基本法には自治体の責務が明記されています。京都府として、形式だけの要請でなく、実効性のある下請け振興法の活用、製造原価の高騰分が適正に価格転嫁できるような環境作りを行うべきだと考えますがいかがですか。お答えください。

また、京都の重要な物づくり産業である和装伝統産業、繊維産業はもともと厳しい状況にあっただけに、今期の原油価格高騰は産地の崩壊を引き起こしかねません。

私どもの調査において、精練業者やスクリーン捺染写真型等は先に紹介したとおりであります。丹後織物の現状も私ども議員団の光永議員の代表質問で紹介したようにどの業種においても本当に厳しい状況です。

プリント業界ですが、デパート等の高級品は、今でも約5割は京都ものが占めています。プリント業界は、昭和55年当時1777台あったハンドスクリーンの捺染台が、196台に減少し、組合員数も158社から56社となっています。企業数の減少、染色設備の減少、職人の減少は世界に誇れる染色技術が今消滅しかねない事態です。

京都の染色や織物等伝統産業は最高の技術を伝承しているにも関わらず、関係者が口を揃えて言われるのは、「今何とかしなければ、10年後には業界がなくなる危険がある」と言うことです。業界まかせにせず、京都府として関係者と協力して業種別振興計画を確立し特別な予算の投入を行って、和装伝統産業の振興発展や優れた技術の継承への支援策を行うよう求めます。いかがですか。

【知事】 原油価格の高騰への対応についてだが、最近の原油価格の高騰については、海外における投機的要素が原因とも言われており、中小企業をはじめ、府民生活への影響を大変心配しております。そのため、国に対しては既に、安定供給の確保、及び、便乗値上げに対する監視強化と石油関連製品の価格安定を強く要請したところでありまして、今後とも必要な要請をしまいたいと考えております。

尚、国家備蓄石油の放出につきましては、石油の備蓄等に関する法律では、国内における供給量が不足した場合等にだけ認められるとされているところであります。

また、庁内各部署におきましては、関係職員が現場や関係者の声を聞く中で実態を把握してきており、更

に、現在も業界団体を中心にきめ細かく状況を聞く中で、要望もお聞きをしてくれているところでもあります。そして、経営緊急相談窓口による相談等も踏まえ、各企業に則した対応を実施してまいりたいと考えております。

資金貸付につきましても、あんしん借換融資等制度融資のきめ細かい制度で対応してまいりたいと考えておりますが、生活福祉資金を含めまして、返済が困難な場合には、返済猶予などの条件変更も含め現状に対応しているところでもあります。

今後とも地域産業や府民生活に支障が生じないように、適確に対応してまいりたいと考えております。

【商工部長】 下請中小企業振興法についてだが、取引価格の改定については、厳しい中でも一定価格転嫁が進んでいる業種・企業がある一方、染色業界等では、各取引先に対して組合から要望がなされているものの、取引先も中小企業であること等から、認められにくい状況にあると聞いております。

こうした中で、適正な価格転嫁を行なうため、従来から法に基づき公正取引委員会や近畿経済産業局と連携し苦情相談や法律相談に対応しているところですが、更に国に対して適正な価格転換の指導を求めるとともに、先般知事と京都市長の連名により府内主要発注企業 70 社に加え関係経済団体 16 団体に対し、下請取引きの適正化等を改めて要請したところでもあります。

尚、下請企業の実状については、日頃から関係団体を通じて把握していることに加え、京都府産業支援センター等における、年間 1 万件を越える相談等を通してきめ細かく把握しているところでもあります。

京都では小規模零細企業が約 8 割を占め、受発注企業ともに小規模企業であるケースが多く、双方がともに経営が安定し成長発展することが重要であることから、京都府中小企業応援条例に基づき、需要開拓や資金供給、技術力向上について、きめの細かい支援を講じているところでもあります。

また、和装伝統産業についてであります。産地組合ごとに伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく振興計画を策定し産地の振興に向けた取り組みを実施しているところでもあります。

更に、京都では京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例を制定し、職人さんの仕事作りや技術継承事業に取り組む他、伝統産業協働バンクを創設し、新しいものづくりを進めるとともに、京都有着物パスポートの発行や高校生着物チャレンジ事業を行なう等、これまでから総合的な取り組みを業界と連携して推進しており、引き続き業界の振興に努めて参りたいと考えております。

【原田】 答弁をいただいたが、私がうかがっているのは、中小企業を含め多くの府民が苦しんでいる時にどうするのか。同時に、京都経済の基幹産業と言われる和装伝統産業をはじめこの業界をどう応援するのかだ。その上で、必要な事として、今、和装伝統産業で言えば、その業界の中でも一つが欠けても業界がなり立たない状況のもとで、支援をしっかりと行なうべきだと言っている。是非その点を受けとめていただきたいと思えます。同時に、今、価格高騰問題、京都府民が暮らしに直撃を受けている中で、全庁的、横断的な対応策を講じることは、喫緊の課題です。

また、京都経済の基幹産業とも言うべき中小企業への支援で、従来から各種融資制度のことを言われておられます。先程もおうえん融資の事を言っておられます。しかし、借換融資で言えば、16 年度には 5419 件、ところが、昨年は 1763 件、今年は 909 件。件数が大きく減ってきている。厳しい状況になりながらこの実態だ。和装の取引き改善でも、16 年度が 4 件、17 年度 6 件、18 年度 5 件、今年は、9 月時点で 3 件というのが、和装取引きの融資の実態です。

今、必要なのは、このような形での融資ではなくて、しっかりとした新たな支援策を講じなければならないという事態にあるのが、この数字を見ても明らかと思う。ぜひ、その点でのご努力をお願いしたい。

同時に条件変更の問題でも、業者は本当に厳しい状況の下で、条件変更に行ったら次の融資どうなるのだろうかという心配がある訳で、そういう上からも、京都府としても公的融資の返済猶予の制度を新たに設けることを求めます。再度のご答弁をお願いします。

【商工部長】 融資制度の充実につきましては、従来から産地の実状等に応じて融資制度を運用しております。今後も産地振興につながるよう精一杯努力していきたくと考えている。

【原田】 融資の問題では、知事に質問していたので、知事にご回答を頂けなかったのは残念だと思っている。

今、融資の制度そのものが実態合わなくなっている。その下での応援をどうするのか。中小企業が今、本当に返済に困っている厳しいときにこそその支援としての公的融資制度の猶予制度を新たに設けること等

を含めて全体への支援を求めて次の質問に移る。

家電量販店・大型店の出店の影響について

【原田】第3点目は京都の異常な家電量販店・大型店の出店と中小零細企業の経営問題です。

消費用品安全法の改正で、特定保守製品九品目は一定年数が経過し安全使用出来るを定め、基準年数になった時に安全点検修理の経年劣化対策強化が打ち出され、経年経過した製品には通知と点検が義務化されました。

法律では、製造メーカーに設計耐用年数の告知の義務があり、経年経過して設計対用年数が来たら、消費者にお知らせをして、消費者から要請があれば、点検修理は製造メーカー或いは輸入業者の責任となりました。

今でも、欠陥商品の回収に家電メーカーは何年もかかっています。大手家電量販店は販売先を集約化しておらず、販売先が分からない状況が生じているのが実態です。今回の法律改正をうけて、大型家電量販店が一軒一軒直接消費者宅を訪問して、指定器具の安全点検をするような事は考えられません。

施行されても、高齢者が重たい暖房機等の特定保守製品9品目を家電量販店に持ち込み点検をするなど出来ません。法律は点検の要請は消費者の責任となっており、このままでは危険リスクを消費者の責任に転嫁されかねません。結局は地域の家電業者が訪問しての点検が必須とならざるを得ないと思います。

京都府は、消費用品安全法の実施にあたって、点検、保守、修理はメーカー責任と国が言っているとしています。しかし、府民の安全を守る立場として、府の積極的な関与が求められます。

まちの電気屋さんが元気に営業出来るような支援を行政が積極的にしなければ、点検修理の通知の発送はあっても、実働部隊がなくなることとなります。

知事は、消費用品安全法の安全点検の実施は実体的に何処が中心となって行うと考えますか。お答えください。地域の暮らしをサポートしているまちの電気屋さんの役割位置づけについてどの様に考えていますか。

今、電機小売商店の経営は深刻です。街の電気屋さんの仕入れ原価は80%程度であるのに、大型店の仕入れ原価は65%と言われていています。家電量販店の販売価格が、街の電気屋さんの仕入れ価格より安い価格で販売出来る仕掛けがここにあり、独禁法の不当廉売に抵触ぎりぎりの商法が行われています。

だからこそ必死の思いで商売を頑張っている、家電量販店が出店すると価格競争で太刀打ちが出来ず、結局は商圈を奪われて経営が成り立たなくなっているのです。京都駅前に京都駅のホームから直接店舗に入れる特別なJRの超破格の待遇でビックカメラがオープンしました。京都市は、議会でこの出店に関わって「四条界限、京都駅周辺など都心や交通結節点への商業集積は、大都市京都の魅力を増すもの。にぎわいづくりに大きく貢献している」と、歓迎の答弁をしています。大型店、家電量販店の誘致によって街の電気屋さんがますます厳しい状況になっている事への反省もなく無責任に、「にぎわいに貢献」と言って憚らない姿勢は厳しく批判されなければならない態度です。この、ビックカメラの出店の影響は京都駅での店舗と言うことで、山陰線沿線の北部地域、奈良線の南部地域へも大きな影響を与えるものです。

ところが府は、これまでから「権限を有する京都市が、市の商業集積ガイドプラン等にもとづき適切に対応されているところ」（2月定例）との考えで一切の意見を出していません。京都府民である中小零細の家電販売業者への経営的支援と配慮はなされなかったのかお聞かせください。今回のビックカメラの出店での家電業者の影響度を早急に調査し、更に、ヨドバシカメラの出店での影響度について調査をすべきではありませんか。いかがですか。

地域の暮らしを守る中小小売店、家電販売店をどう育成するのか。量販店の影響を抑えるためにどう規制を計るのが問われています。京都府知事として、大型家電量販店や大型ショッピングセンターの出店規制を計る取組みを行うべきではないでしょうか。

大型店の経済需給調整を含めて規制する唯一の法律として、下請け振興法の流通版として「商業特別調整法」が現存しています。最近では東京都でのツタヤの出店や大阪府は八尾のショッピングセンター出店時に商調法の影響調査を発動しただけで、ツタヤでは面積が削減されるなどの事例もあり、京都府としても機能させることが求められます。

商調法は大企業者が小企業者の営業を圧迫する時には、出店の影響調査や開店延期や売場面積の縮小等々の規制を行う法律であり、京都府として中小小売業者の健全発展をさせる上からも、活用すべきと思います。いかがですか。お答えください。

【商工部長】 ガス湯沸かし器など、経年劣化で重大事故発生の恐れが高い特定の製品について事故の未然防止を図るため、製造・輸入事業者に対して点検保守が義務づけられたところであり、また、販売店におかれても、特定の設置型製品を販売する場合には、消費者に対し経年劣化によるリスクと適切な保守の必要性について説明するところが必要となることです。

こうしたことも含めまして、地域に密着し消費者に身近な街の電気屋さんの存在は益々重要になると考えており、必要な情報提供等に努めたいと考えております。

大型店の出店問題だが、これまでからお答えしているとおおり、京都市内の大型店の立地につきましては、政令指定都市としてまちづくりに関する権限を有する京都市が基本的に対応されていくものと考えております。京都府としては、京都市をはじめ市町村と連携・協調し、商店街や商業者の振興に取り組みことが重要な役割であると考えている。そうした取り組みの中で、日頃から会合等を通して業界の実状を把握しております。

府内の出店規制については、まちづくり3法や本府独自の地域商業ガイドラインにより、無秩序な郊外出店の抑制に取り組んでいるところであり、今後とも市町村と十分連携しながら、大型店の立地に対応していきたいと考えております。

小売商業調整特別措置法につきましては、大企業が特定の物品販売事業を開始する等により中小小売業者との間に生じる紛争解決等のための緊急避難的に処置を規定したものであり、大規模小売店舗の出店を規制したり、調整を行う法律ではないという国の見解ではありますが、法律の趣旨に乗っ取り、適正に対応して行きたいと考えております。

【原田】 お答えをいただいたが、まるで的はずれ。私が説明したことを改めて言う必要はない。今、中小業者、商店が困っている時に、どう支援をするのか。そのための制度仕組みとして活用できるものは最大限行政として使って応援する。このことが求められているのです。

特に大店法でも若干申されたが、大店法の意見の申し出は誰にでも保障されており、行政機関の長であっても当然申し出ができる。知事は一貫して、大店審の審議を京都市が行っていると、先ほど言われたように、まともに議論してきませんでしたけれども、例えば木津の高原にダイヤモンドシティが出る時には、京都府が大店審の主管をしてきたけれども、奈良市や奈良県の意見も聞いてきたと言うことがあるではないか。まさに今、中小企業や、中小商店が苦しんでいる時にこそ、しっかりと応援する、そのような姿勢が求められている、そこに心をよせる行政が求められているという点でも、この点は是非改めて頂きたい。

特に、中小企業を応援する姿勢があれば、現在の大型店、家電量販店の出店に大きな効果を発揮する商調法の活用を積極的に切り開いていく決意が必要なのではないか。その事を求めて私の質問を終わります。